

小海町に専門家（司法書士）を派遣しました！

～登記が相談者の曾祖父のままで放置されている空き家についての相談～

●相談内容

Q₁ 「当該空き家は特定空家等に町で認定しており、対応について緊急度が高いと考えているが、現状のままですぐに対処できる方法はないのでしょうか？」

Q₂ 「相続人が多すぎて各々と交渉をしているときりがない。

なにか良い方法はないのでしょうか？」

Q₃ 「相談者が住んでいない空き家の固定資産税を払い続けているが、

その分は相続の際に考慮され相続分の増額等はないのでしょうか？」

●相談状況

A₁ 原則的には、どんな手続きを行うにしても相続人（権利者）を特定する必要があります。現状ではスピーディーに解決することは難しい。



A₂ 相続人をすべて特定して、その中から相続希望者を見つけ出す必要があります。

相続を希望しない者には、相続分を相続希望者に譲渡する旨の書類を交わしてもらい、交渉を行う相手を減らしていくのが現実的な方法ではないでしょうか。



A₃ 法定相続人の一人だけが固定資産税を負担してきたことにより当然にその法定相続人の相続分が増えることはないが、遺産分割協議の際に考慮すべき事柄ではある。

●今後の対応

町としても、町内の空き家を何とかしたい、減らしていきたいと考えているので、相続人の特定等について、人的なお手伝いを検討していきたい。

また、今年度から空き家の解体補助を始めたので適用についても検討したい。